

特別講演

行政と民間との連携

——不連続シリーズ 第二弾 (?)——

柴田 直子

I 昨年11月29日(水)の講演会に続き、6月28日(木)、地方自治センターは、連続企画の3回目として、講演会「女性相談所と民間シェルター等との連携」を実施した。前回の講演会『「人身売買」の現状と法的課題』において、講演者の大津恵子氏は、「人身売買被害者の保護を委ねられた婦人相談所と人身売買等の被害者保護に実績のある民間シェルターとの連携」を今後の課題の1つに挙げた。これを受け、今回の講演会は、神奈川県立女性相談所から同相談所の指導課長でいらっしゃる徳江三恵子氏を講師にお迎えして、神奈川県における民間シェルターとの協働の取り組みについてのお話を伺うことにした。神奈川県では、「神奈川方式」と呼ばれる独自の方式を採用しているという。

II 「婦人相談所」とは、昭和31年に制定された「売春防止法」において、都道府県に必置とされた機関である。神奈川県では、男女共同参画の立場から、平成15年に「婦人」という言い方を「女性」に改めたため、「女性相談所」と呼ばれている。徳江氏によると、実はその原型は、売春防止法以前の昭和23年に民間団体によって立ち上げられた女性専用の相談所であるという。その後、県がその仕事を引き継ぎ、そして、売春防止法制定後、この相談所が、同法にもとづく「婦人相談所」となった。

女性相談所は、その後、売春防止法の下での支援を、売春に関係ない、社会生活上の困難を抱える女性にまで拡大し、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、DV防止法）」が制定されると、DV被害女性の保護を行う「配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）」の機能を担うようになった。平成16年8月の厚生労働省通知以降は、人身取引被害者の対応も行っている。

昨年度の実績は、保護数が483人（内、DV被害者380人）、電話相談件数が5428件、そして人身取引の被害者保護が1人（一昨年度は4人）であるという。

III このような支援活動の中で、女性相談所が市町村及び民間シェルターとの連携のために編み出したのが「神奈川方式」である。DV防止法によると、DV被害者の一時保護は女性相談所が行う。しかし神奈川県では、被害者が直接に県の女性相談所に保護を求めてきた場合においても、手続的には、まず先に市町村の福祉事務所等に支援の実施機関となってもらい、そこから被害者の一時保護の依頼を受ける、という形式をとる、という。つまり、被害女性



への保護支援に一次的な責任を負う実施機関を別に確保した上で、女性相談所が、被害女性の一時保護先となるシェルターを決定し、その後のバックアップを行うのである。

現在神奈川県には、女性相談所内の一時保護所以外に、委託契約を行っている民間シェルターが9箇所点在する。基本的には、加害者が追及してくる「危険地域」ではない場所にあるシェルターが一時保護先に選ばれる。しかし、それに加えて、例えば、年齢の高い男児を連れて避難してきた女性には男子の入所できるシェルター、あるいは、幼児をつれて避難してきた女性には、子供が遊べる庭のあるシェルター、等可能な限り被害女性の個々の事情に応じた調整が行われる。

このように、県と市町村と民間の三者がそれぞれ機能による役割分担をしながら、一緒に被害者の支援を行う、というシステムが「神奈川県方式」なのである。三者と一緒にやるという体制ができていますので、あっちがやれ、そっちがやれ、というような混乱は生じないのだという。

女性が保護を求めた場所や時間によって、実施機関に漏れが生じない様、細かい決まりもできている。福祉事務所が開いていない夜間や休日に被害女性が警察に飛び込んで保護を求めた場合には、女性相談所（24時間一時保護の依頼を受付）が、まずは被害者を保護し、そして、翌朝、警察がその警察の所管する市の福祉事務所に連絡し、そこが実施機関となる。また、警察に保護を求めた女性が、別の市で生活保護を受けている場合、その市と生活保護を受けている市との間で調整が行われる。被害者が外国人で、外国人登録証に記載の住所ではない市の警察に保護を求めた場合は、登

録している居住地を所管する福祉事務所が実施機関となる。

IV 「神奈川県は、女性保護については先進的な県だという評価を得ていますが、それは、民間団体の実績のおかげです」、と徳江氏は強調される。県から委託を受けている民間のシェルターには、法律等が制定される遥かに前から、法的財政的な支援など全くない中で、このような活動を行ってきた経験と熱意がある。民間に後押しされながら、行政がなんとか一緒にやってきているというのが実情であるという。

徳江氏は、このように民間シェルターと連携をして被害者の保護・支援を行う一方で、これらの民間シェルターをバックアップするのが女性相談所の仕事であるという。民間シェルターには、維持のための経済的な負担に加えて、DV被害者支援にかかわる精神的な負担が重い。それらをどう支援するかが今後の課題なのだという。

V 県は、県民部にNPO活動推進室を設置し、県政全般にわたって民間団体との結びつきに力を入れているという。学生からの質問にもあった、「男性がDV被害者である場合の支援」など、制度から抜け落ちている問題には行政はなかなか対処できない。これらを、1つ1つ掘り上げて支援を行うのは、NPO等の民間である。民間団体にソフトの部分を担当してもらおう一方で、県は、ハードの提供や関係機関の連携のシステムづくりに力をいれる、という1つの協働のスタイルについて教えていただいた。

(法学部准教授)